

改正 2022年3月26日
2025年4月1日

2023年4月1日

（目的）

第1条 同志社女子大学学則第4条の2第3項に定める同志社女子大学音楽専攻科（以下「専攻科」という。）の取扱いは、この規程の定めるところによる。

第2条 専攻科は、より高度な演奏技術と専門的な知識をもつ音楽専門家、演奏家、音楽教育者などを目指す女性を育成することを目的とする。

第3条 専攻科に専攻科長を置き、専攻科長は学芸学部音楽学科主任が兼任する。

（定員）

第4条 専攻科に次の専攻を置く。

声楽専攻

鍵盤楽器専攻

管弦打楽器専攻

2 入学定員は、20名とする。

（学年、学期及び休業日）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を春学期、秋学期の2学期に分ける。なお、期間については、別に定める本学の学年暦による。

2 1年間の授業は原則として35週にわたり行うものとする。ただし、定期試験等の期間を含む。

第7条 休業日は、同志社女子大学学則第8条の規定を準用する。

（入学）

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

第9条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）大学を卒業した者

（2）専攻科への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

第10条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて出願しなければならない。

第11条 前条の入学志願者に対しては、学校教育法施行規則第165条の2第1項により定める方針に基づき、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第12条の2 連帯保証人は1名とする。

2 連帯保証人は、当該学生在籍中、本学学費及び本学に損害を与えた場合の損害賠償等の債務につき、極度額の範囲において連帯保証しなければならない。極度額は〔別表2〕に定める学費1年分（入学金を除く）とする。

3 連帯保証人が転籍、転居等をしたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。連帯保証人が死亡した時又はその資格を失った時は、新たに連帯保証人を定めて届け出なければならない。

（休学・復学・退学・除籍）

第13条 疾病その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ、所定の期日までに学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることがで

きる。

第14条 休学期間は半年又は1年とする。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその事由が消滅した場合は、連帯保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得て学期始めから復学することができる。

第15条 退学しようとする者は、連帯保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第17条に定める在学年限を超えた者

(2) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(3) 第14条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(修業年限、在学年限、教育課程及び履修方法)

第17条 修業年限は1年とする。ただし、2年を超えて在学することができない。

第18条 専攻科に設置する授業科目及びその単位数は、学校教育法施行規則第165条の2第1項により定める方針に基づき編成し、〔別表1〕においてこれを定める。

第19条 専攻科に1年以上在学し、〔別表1〕の授業科目を履修し、必修科目を含め30単位以上修得しなければならない。

第20条 前条の要件を満たした者には修了証書を授与する。

第21条 単位計算方法は、同志社女子大学学則第27条の規定を準用する。

第22条 学習評価は、原則として各科目につき試験により行う。

2 学習の評価は100点法とし、60点以上を合格とする。また、秀、優、良、可等の評語をもって表わす。

第23条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 専攻科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は次のとおりとする。

中学校教諭専修免許状（音楽）

高等学校教諭専修免許状（音楽）

ただし、本条はすでに中学校教諭一種免許状（音楽）、高等学校教諭一種免許状（音楽）の取得に必要な単位を修得している者に適用する。

（賞罰）

第24条 本学の学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

第25条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力が極めて劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

（学費及び入学検定料）

第26条 学生は、〔別表2〕に定める学費を指定期日までに納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより分納することができる。

2 休学期間中は、休学在籍料のみを納入するものとする。

3 すでに納入した学費は返還しない。ただし、指定期日までに入学手続の取消を願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。

第27条 正当な事由により、学費を延納しなければならなくなった場合は、ただちにその旨を届け出て許可を得なければならない。

第28条 所定の学費を完納しなければ、修了することができない。

第29条 学期の途中で退学する者の当該学期分の学費は全額徴収する。

2 停学期間中の学費は全額徴収する。

第30条 入学検定料は、〔別表3〕のとおりとする。

（細則）

第31条 専攻科に関してこの規程に定める以外のことについては、同志社女子大学学則の各条項による。

（改廃手続）

第32条 この規程の改廃は、常任委員会、評議会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

2 第12条の2に定める連帯保証人は、2022（令和4）年度入学生から適用し、2021（令和3）年度以前の入学生は、従前の規程によるものとする。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

〔別表1〕

人材養成目的及び教育課程

音楽専攻科

人材養成目的

同志社女子大学音楽専攻科は、学部の教育・研究の基礎に立ち、専門技術研究を発展させ実践的な特別の専門課程による教授により、音楽の学問分野に関するより高度な演奏技術と専門知識を備え、音楽をとおして社会に貢献することができる人材を養成し、音楽の学術・教育の発展と充実に寄与することを目的とする。

科目名	履修単位
○ 必修科目	
楽曲分析 I	2
楽曲分析 II	2
楽書講読 I	2
楽書講読 II	2
音楽外国語 I	2
音楽外国語 II	2
○ 選択科目	
室内楽 I	1
室内楽 II	1
指揮法研究 I	2
指揮法研究 II	2
京都の音・音楽 I	2
京都の音・音楽 II	2
宗教音楽 I	2
宗教音楽 II	2
音楽作品研究 A	2
音楽作品研究 B	2
音楽史特講 I	2
音楽史特講 II	2
（声楽専攻）	
専門実技（声楽）	6

歌曲研究 A	2
歌曲研究 B	2
オラトリオ研究 A	2
オラトリオ研究 B	2
オペラ研究 I	2
オペラ研究 II	2
(鍵盤楽器専攻)	
専門実技(鍵盤楽器)	6
伴奏法 A	2
伴奏法 B	2
鍵盤楽器奏法研究 A	2
鍵盤楽器奏法研究 B	2
(管弦打楽器専攻)	
専門実技(管弦打楽器)	6
管弦打楽器合奏 I	3
管弦打楽器合奏 II	3

〔別表 2〕

入学金	180,000円
授業料	1,044,000円
休学在籍料	
1年休学	120,000円
半年休学	60,000円

本学出身者の入学金については2分の1とする。

〔別表 3〕

入学検定料	35,000円
-------	---------